

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月15日

鳥取県立厚生病院長 花 木 啓 一

## 1 調達内容

### （1）業務の名称及び数量

鳥取県立厚生病院給食委託業務 一式

### （2）業務の仕様等

入札説明書による。

### （3）業務場所

鳥取県倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

### （4）履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### （5）入札方法等

入札は、紙入札によるものとする。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### （2）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### （3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### （4）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の給食に登録されている者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

## 4 入札手続等

### （1）入札の手続に関する問合せ先

〒682-0804 鳥取県倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局総務課

電話 0858-22-8181

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

### （2）入札説明書等の交付方法

令和8年1月15日（木）の午前9時から同年1月29日（木）の午後5時までの間にインターネットの鳥取県立厚生病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月15日（木）から同年1月29日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月25日（水）午後2時15分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日午後5時とする。

イ 場所

鳥取県倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院第3会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年1月29日（木）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載された金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札の参加に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

## 要

### (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものと落札者とすることがある。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。